参加条件について

本ツアー催行による新型コロナウィルスの感染発生を防止すべく、定員数の制限など各種対策を講じておりますが、感染発生の防止を確実なものとするためには、検温や健康状態の確認へのご協力やマスク着用などのルールを参加者の皆さまに守っていただくことが必要となります。つきましては、下記事項をご了承のうえ応募申込みくださいますようお願いいたします。

■国内の感染状況によって、ツアーを中止することがあります。

■新型コロナウィルス感染発生予防のため、参加は以下に該当する方に限らせていただきます。

①ワクチン2回目接種日から14日以上経過していること、またはツアー日から起算して過去12日以内にPCR検査もしくは抗原定性検査を実施し結果が陰性であること

②ツアー参加日から起算して過去7日以内に陽性者と濃厚接触がないこと

③ツアー参加日から起算して過去7日以内に政府からの入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への渡航、ならびに、当該国・地域の在住者と濃厚接触がないこと

④ツアー当日、非接触型体温計による検温・健康状態の確認に協力いただけること

⑤ツアー当日、検温の結果37．5℃以上の発熱がなく、咳・倦怠感・咽頭痛などの感冒症状がないこと

⑥ツアー当日、以下の感染対策を徹底いただけること

・マスクの着用、咳エチケットの徹底

・見学会出発時・各乗り物乗降時などにおける手洗い・手指の消毒

・フィジカルディスタンスの確保

・近接した距離や大声での会話、指定された場所以外における飲食など、感染リスクの高い行為を避けること

※上記⑤の症状に該当する方がおられた場合、その方と同じグループの方については、ツアー前日からの行程において長時間同行されている、または、会食や会話等の接触があり、濃厚接触が疑われる場合はお申込みグループ全員の参加を辞退いただきます。

■お申込みの参加者情報はツアー後も保管のうえ、新型コロナウィルス感染者が発生した場合などに保健所等の公的機関の要請に応じ提供する可能性があります。

富山県知事登録旅行業第2-278号
(一社)黒部・宇奈月温泉観光局
〒938-0802 富山県黒部市若栗3212番地1
TEL(0765)57-2850
FAX(0765)57-2852
総合旅行業務取扱管理者　高橋昌美

≪ご旅行条件書≫（国内募集型企画旅行）

富山県知事登録旅行業第２－２７８号
一般社団法人　黒部・宇奈月温泉観光局
（社）全国旅行業協会会員　富山県黒部市宇奈月町内山３３５３番地

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

1. この旅行は、一般社団法人黒部・宇奈月温泉観光局（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
2. 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。
3. 旅行契約の内容・条件は、ホームページ、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。

3. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

1. 当社にて当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、記載した申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。
また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。

旅行代金	お申込金
3万円未満	6,000円

旅行代金	お申込金
10万円未満	20,000円

旅行代金	お申込金
15万円未満	30,000円

旅行代金	お申込金
15万円以上	代金の20%

2. 当社は電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して３日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社はお申込みはなかったものとして取り扱います。
3. 旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項(2)により申込金を当社が受領したときに、また、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合は、申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込の場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第24項(3)の定めにより契約が成立します。
4. 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
5. 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
6. 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
7. 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
8. お申し込みの段階で、満席、搭定その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様の承諾を得て、お客様に期限を確認したうえで、お待ちいただくことがございます（以下、この状態のことを「ウェイティング」といいます。）。この場合、お客様をウェイティングのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力をいたします。
この場合でも当社は申込金を申し受けます。（ウェイティングの登録は予約完了を保証するものではありません。）ただし、「当社が予約が可能となった旨を通知する前にお客様よりウェイティング登録の解除のお申し出があった場合」又は「お待ち頂ける期限までに結果として予約ができなかった場合」は、当社は当該申込金を全額払い戻します。
9. 本項(8)の場合で、ウェイティングコースの契約は、当社が、予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。

4. お申し込み条件

1. 20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
2. 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年令、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
3. 慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっていらっしゃる方、妊娠中の方、身体に障害をおもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。なおこの場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者/同伴者の同行などを条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
4. 当社は、本項(1)(2)(3)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申し込みの日から、(3)はお申し出の日から、原則として１週間以内にご連絡いたします。
5. お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施を妨ぶるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。
6. お客様のご都合による旅行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
7. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
8. その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

1. 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はホームページ、本旅行条件書等により構成されます。
2. 本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって７日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。また、当社とお客様が第24項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が現携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無くして旅行代金（申込金、追加代金として表示したものを含みます。）や第14項に規定する取消料・違約料、第10項に規定されている追加代金及び第13項記載の交替手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、　お客様の承諾日といたします。

7. 旅行代金について

1. 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上（航空機利用コースは満3歳以上）12歳未満の方は、こども代金となります。
2. 旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日ごと利用人数ごご確認ください。
3. 「旅行代金」は、第3項の「申込金」、第14項(1)の「取消料」、第14項(3)の「違約料」、及び第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はホームページにおける「旅行代金」の計算方は、　「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

1. 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税。
2. 添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付。
3. その他ホームページにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したもの。上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

前項(1)から(3)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。
1. 超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）。
2. 空港施設使用料。（ホームページに明示した場合を除きます。）
3. クリーニング代、電報電話料その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
4. ご希望のみ参加されるオプショナル・ツアー（別途料金の小旅行）の料金。
5. 運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）。
6. 自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

10. 追加代金

第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。）
1. ホームページ等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
2. 「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。
3. ホームページ等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
4. ホームページ等で当社が「スーパーシート追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する運賃差額。
5. その他ホームページ等で「××××追加代金」と称するもの（ストレートチェックイン追加代金、航空会社指定ご希望をお受けする旨ホームページ等に記載した場合の追加代金等）。

11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

12. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。
1. 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。
ただし、旅行　代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
2. 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
3. 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
4. 第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に払い、又は　これから支払わなければならない費用を含みます。）が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の確設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
5. 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をホームページ等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

13. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。（既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。）また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

14. 取消料

1. 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合にはホームページ記載の取消料を、ご参加のお客様からは１室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

取消日		取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1）21日目にあたる日以降の解除（日帰り旅行にあっては11日目）	無料
	2）20日目にあたる日から、8日目までの解除（日帰り旅行にあっては10日目）	旅行代金の20%
	3）7日目にあたる日から2日前までの解除	旅行代金の30%
	4）旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	5）当日の解除(6を除く)	旅行代金の50%
	6）旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

2. 当社の責任とならないローンの取扱上の事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いただきます。
3. 旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。
4. お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を収受します。

15. 旅行開始前の解除

お客様の解除権
1. お客様はホームページに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込み店の営業時間内にお受けします。
2. お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
①旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。
②第12項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
③天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが濃厚て大きいとき。
④当社がお客様に対し、第5項の(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
⑤当社の責に帰すべき事由により、ホームページに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
3. 当社は本項(1)の【1】により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。
また本項(1)の【2】により、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻しいたします。

当社の解除権
1. お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項(1)の【1】に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
2. 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
①お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年令・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
②お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
④お客様の契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
⑤お客様の人数がホームページに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前（日帰旅行は３日目に当たる日より前）に旅行中止のご通知をいたします。
⑥スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが濃厚て大きいとき。
⑦天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、ホームページに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが濃厚て大きいとき。
3. 当社は本項(2)の【1】により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項(2)の【2】により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻しいたします。

16. 旅行開始後の解除

お客様の解除権
1. お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
2. お客様の責に帰さない事由によりホームページに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
3. 本項(1)の【2】の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該変領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、　当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

当社の解除権
1. 当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
①お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
②お客様の旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
2. 解除の効果及び払い戻し
本項(1)の【1】に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。
3. 本項(2)の【1】のa、cにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお助めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
4. 当社が本項(2)の【1】の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

17. 旅行代金の払い戻し

1. 当社は、「第12項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第14項から第16項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、　旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して７日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては当ホームページに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、　お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。
2. 本項(1)の規定は、第19項（当社の責任）又は第21項（お客様の責任）で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
3. お客様は出発日より１ヶ月以内にお申込店に払戻しをお申し出ください。
4. クーポン券類の引渡し後の払戻しについては、お渡しをしたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払戻しができないことがあります。

18. 添乗員

1. 『添乗員同行』表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行なうサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
2. 『現地添乗員同行』表示コースには、原則として旅行日的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。
3. 『現地係員案内』表示コースには、添乗員は同行いたしませんが、現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行ないます。
4. 個人型プランは添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行って頂きます。交通機関等のサービス提供の中止やお客様のご都合で急遽ご旅行を取り止めにする場合、取扱販売店に連絡お願いいたします。尚、取扱販売店が休業日、又は営業時間外で連絡が不可能な場合は、ご自身で、残りのご利用予定サービス提供機関（ホテル、交通機関等）への取消連絡や取消処理をお願いいたします。取消連絡・取消処理をされなかった場合は、権利放棄したことになり、一切の返金を受けられないことになりますのでご注意ください。
5. 現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行なわない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行って頂きます。

19. 当社の責任

1. 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。
2. お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。【1】天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止【2】運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害【3】運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止【4】官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止【5】自由行動中の事故【6】食中毒【7】盗難【8】運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
3. 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額は1人あたり最高15万円まで（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）といたします。

20. 特別補償

1. 当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金（1500万円）・後遺障害補償金（1500万円を上限）・入院見舞金（2万円～20万円）及び通院見舞金（1万円～5万円）を、また手荷物に対する損害につきまして は損害補償金（手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。）を支払います。
2. 本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨ホームページに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
3. お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
4. 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、書証、預金証書・貯金証書（通帳及び現金支払機用カードを含みます。）、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。
5. 当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

21. お客様の責任

1. お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
2. お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
3. お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、現地係員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又は当社店に申し出なければなりません。
4. 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。
5. クーポン券紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

22. オプショナルツアー又は情報提供

1. 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行（以下「当社オプショナルツアー」といいます。）の第20項（特別補償）の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプショナルツアーは、ホームページ等で「企画者：当社」と明示します。
2. オプショナルツアーの運行事業者が当社以外である旨をホームページで明示した場合には、当社は、当該オプショナルツアー参加中にお客様に発生した第20項（特別補償）で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います（但し、当該オプショナルツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ又は確定書面にて記載した場合を除きます。）。また、当該オプショナルツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定めに拠ります。
3. 当社は、ホームページ等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規程は適用します（但し、当該オプショナルツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ又は確定書面にて記載した場合を除きます。）が、それ以外の責任を負いません。

23. 旅程保証

1. 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし次の【1】・【2】・【3】で規定する変更を除きます。）は、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
   ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）
   ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変　イ. 戦乱　ウ. 暴動　エ. 官公署の命令　オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止　カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供　キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
   ②第15項及び第16項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
   ③ホームページに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
2. 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
3. 当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相当の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。変更補償金の額＝1件につき

下記の率×旅行代金当社が変更補償金を支払う変更	旅行の開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行の開始日以降にお客様に通知した場合
【1】ホームページ又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
【2】ホームページ又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
【3】ホームページ又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い等級のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額がホームページ又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0%	2.0%
【4】ホームページ又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
【5】ホームページ又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
【6】ホームページ又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
【7】ホームページ又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
【8】ホームページ又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、記載又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
【9】上記【1】～【8】に掲げる変更のうち募集ホームページ又は確定書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1：ホームページの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
注2：【9】に掲げる変更については、【1】～【8】の料率を適用せず、【9】の料率を適用します。
注3：1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。
注4：【4】【7】【8】に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。
注5：【3】【4】に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取扱います。
注6：【4】運送機関の会社名の変更、【7】宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。
注7：【4】運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

24. 通信契約による旅行条件

当社は、当社が発行するカード又は当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと（以下「通信契約」といいます。）を条件に旅行のお申込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。（受託旅行業者により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行業者により異なります。）

1. 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。
2. 申し込みに際し、「会員番号（クレジットカード番号）」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。
3. 通信契約による旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、当社がその通知を発した時に成立し、当社がe-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知が当社に到達した時に成立するものとします。
4. 当社は提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「ホームページに記載する金額の旅行代金」又は「第14項に定める取消料」の支払いを受けます。
   この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
5. 契約解除のお申し出があった場合、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内（依頼又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内）をカード利用日として払い戻します。
6. 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第14項(1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合にはこの限りではありません。

25. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。詳細については、販売店の係員にお問合せください。

26. 個人情報の取扱い

1. 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社は、【1】当社及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内【2】旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い【3】アンケートのお願い【4】特典サービスの提供【5】統計資料の作成、にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
2. 当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。
3. 当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発前までにお申し出下さい。

27. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ホームページに明示した日となります。

28. その他

1. お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動予定に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
2. お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。
3. お客様が、航空会社が任意で指乗予定便以外の航空機に指乗することをお客様に依頼する制度（フレックストラベラー制度）に同意をし、当社が手配した航空機以外に指乗される場合は、当社の手配債務・旅程管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分に関わる旅程保証責任・特別補償責任は免責となりますので、ご了承ください。
4. 当社はいかなる場合も旅行の呼び出しはいたしません。
5. 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行なっていただきます。また、利用航空会社の変更により第19項(1)及び第23項(1)の責任を負いません。
6. 旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承下さい。

委託販売

富山県知事登録旅行業第2-278号

(一社)黒部・宇奈月温泉観光局

〒938-0802 富山県黒部市若栗3212番地1

TEL(0765)57-2850

FAX(0765)57-2852

総合旅行業務取扱管理者　高橋昌美

国内募集型企画旅行　旅行条件書

本旅行条件書は、旅行業法第12条の４に定める取引条件説明書面及び同法第12条の５に定める契約書面の一部となります。

１．募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、三重交通株式会社（以下「当社」という。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という。）を締結することになります。
(2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」という。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。
(3)旅行契約の内容・条件は、ホームページ、パンフレット、本旅行条件書、その他の案内書類（以下これらを総称して「パンフレット等」という。）、出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）及び当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）（以下「当社約款」という。）によります。

２．旅行のお申込みと旅行契約成立

(1)所定の旅行申込書に所定事項を記入の上、次に定める申込金もしくは旅行代金全額を添えてお申込みいただきます。申込金は、旅行代金又は取消料もしくは違約金のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。

旅行代金（おひとり様）	お　申　込　金
１万円未満	3,000円以上旅行代金まで
１万円以上３万円未満	5,000円以上旅行代金まで
３万円以上６万円未満	10,000円以上旅行代金まで
６万円以上	20,000円以上旅行代金まで

(2)当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による契約の予約を受付けることがあります。この場合、予約の時点では旅行契約は成立しておらず、当社が予約を承諾の旨を通知した後、当該通知に記載されている期日までに申込書と申込金を提出いただきます。（電話等の予約では契約は成立しておりません。ただし、速やかに旅行代金を提出いただくことを確約し承諾した場合を除きます。）
(3)通信契約によって契約を成立させるときは、第21項(3)の定めにより契約が成立いたします。
(4)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金（旅行代金の全部または一部）を受領したときに成立するものとします。お客様が所定の期日までに申込金の支払いがなされない場合は、予約はなかったものとして取り扱います。
(5)当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
(6)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
(7)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
(8)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

３．お申込条件

(1)20歳未満の方のみでご旅行の場合は、保護者（親権者）の同意書が必要です。一部コースを除き15歳未満もしくは中学生以下の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
(2)特定旅客層を対象とした旅行、又は旅行目的をもつ旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りすることがあります。
(3)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(4)お客様が当社に対して暴力的または不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(5)お客様が、風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(6)慢性疾患をお持ちの方、身体に障がいをお持ちの方、健康を損なっていらっしゃる方、妊娠中の方などで、手配等特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行申込み時にお申し出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者もしくは同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とする場合があります。また、お申込みをお断りする場合があります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様のご負担となります。
(7)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施を図るため必要な措置をとらせていただきます。これに係る一切の費用はお客様のご負担となります。
(8)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
(9)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(10)その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

４．契約責任者によるお申込み

(1)当社は、団体・グループを構成するお客様の代表者（以下「契約責任者」といいます）から旅行のお申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなして当該契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。
(2)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
(3)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。
(4)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

５．契約書面と最終旅行日程表のお渡し

(1)当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面は、１項(3)に記載の「パンフレット等」により構成されます。当社が旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲はパンフレット等に記載するところによります。
(2)本項(1)のパンフレット等をお渡し後、当社は確定した集合場所等の旅行日程、利用運送機関および宿泊機関等が記載された最終旅行日程表を旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって７日目にあたる日以降の場合には、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。また、一部のコースでは本項(1)のパンフレット等に最終旅行日程表が併記されている場合があります。なお、最終旅行日程表のお渡し前であっても、お客様からのお問い合わせがあった場合には、当社は手配状況についてご説明いたします。
なお、確定した貸切バス会社名のご連絡に限り、お客様のご承諾を得て、旅行開始日の前日までにファクシミリ又は電子メールによる方法で行います。

６．旅行代金の適用及びお支払い期限

(1)特に注釈のない場合、旅行開始日を基準として、満12歳以上の方は大人代金、満４歳以上（航空機利用の場合は、満３歳以上）12歳未満の方はこども代金となります。
(2)旅行代金は、各コース毎に表示しています。出発日と利用人数でご確認下さい。なお、旅行代金に、大人・こどもの区分表示がない場合は、満４歳以上（航空機利用の場合は、満３歳以上）の全ての方に当該料金を適用します。
(3)追加代金とは、運送機関の選択、運送機関の等級の選択、宿泊施設の選択、延泊等による宿泊代金等、基本旅行代金に追加する旅行代金をいいます。
(4)旅行代金は、第２項(1)の「申込金」、第14項の「取消料」、第14項(2)の「違約料」及び第20項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。
(5)旅行代金（申込金を差し引いた残額）は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前に全額お支払いいただきます。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降にお申込みされた場合は、お申込み時に全額お支払いいただきます。

７．旅行代金に含まれるもの

(1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のない限りエコノミークラス）、宿泊代、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等の諸税・サービス料金。
(2)添乗員が同行するコースの添乗員経費等。
(3)その他、パンフレット等において「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他諸費用。
(4)上記(1)(2)(3)の代金は、お客様の都合により一部ご利用されなくても払戻しはいたしません。

８．旅行代金に含まれないもの

前第７項に記載したもの以外は、旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示します。
①超過手荷物料金（規定の重量、容積、個数を超えるもの）
②クリーニング代、電報・電話代、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料金
③ご希望者のみご参加されるオプショナルプラン・オプショナルツアーの代金
④ご自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費、および旅行開始日の前日、旅行終了日当日の宿泊費
⑤空港旅客施設使用料
⑥傷害・疾病に関する医療費等
⑦国内旅行総合保険料（任意保険）

９．旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

１０．旅行代金の変更

(1)当社は、利用する運送機関の適用運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されるときは、その改定差額だけ旅行代金を変更します。
(2)本項(1)により旅行代金を増額するときは、当社は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。
(3)前第９項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
(4)前第９項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該変更により提供を受けなかった旅行サービスに対する取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払うべき費用を含む。）に増額又は減額が生じる場合には、当社は、その差額だけ旅行代金を変更することがあります。ただし、増額の場合においては、運送・宿泊機関等が契約内容の旅行サービスの提供を行っているにも係らず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更は除きます。
(5)当社は、運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、契約成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該の利用人数が変更となったときは、パンフレット等に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

１１．お客様の交替

(1)お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。その場合、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。
(2)本項(1)の契約上の地位譲渡は、当社の承諾があったときに効力を生じ、以降、契約上の地位を譲り受けた第三者は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。
(3)当社は、利用運送機関・宿泊機関が旅行者の交替に応じない等の理由により、お客様の交替をお断りする場合があります。

１２．お客様による契約の解除

(1)旅行開始前の解除
１．お客様は、第14項に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、当社の営業日・営業時間内とします。
２．お客様は、次に掲げる場合においては、本項(1)1.の規定に係らず、旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができます。
(a)契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第20項(1)に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
(b)第10項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
(c)天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス等の中止、その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
(d)当社がお客様に対し、第５項に定める期日までに、「最終旅行日程表」を交付しなかったとき。
(e)当社の責に帰すべき事由により、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
(2)旅行開始後の解除
１．お客様の都合により旅行サービスの一部を受領しなかったとき、又は、途中離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、当社は一切の払戻しをいたしません。
２．お客様の責に帰さない事由により、パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
３．本項(2)の2.の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を払戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料・違約料その他既に支払い又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを払戻します。

１３．当社による契約の解除

(1)旅行開始前の解除
１．お客様が第６項(5)の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は、その翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとすることがあります。この場合、取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
２．当社は、次に掲げる場合において、当社は旅行契約を解除することがあります。
(a)お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能、その他の参加条件を満たしていないことが判明したとき。
(b)お客様が、第３項の(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
(c)お客様が、病気その他の事由により、旅行に耐えられないと認められるとき。
(d)お客様が、他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
(e)お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
(f)お客様の人数が、パンフレット等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目（日帰り旅行については３日目）にあたる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。
(g)スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
(h)天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
(2)旅行開始後の場合
１．当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して、契約の一部を解除することがあります。
(a)お客様が、病気その他の事由により、旅行に耐えられないと認められるとき。
(b)お客様が、他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
(c)お客様が、第３項の(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
(d)天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

14. 取消料

(1)旅行契約成立後、お客様のご都合で旅行契約を解除する場合、旅行代金に対してお客様1名につき下記の料率で取消料をいただきます。なお、複数人数のご参加で、一部のお客様が旅行契約を解除される場合は、ご参加のお客様から運送・宿泊機関等の（1台・1室　あたりの）ご利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

①次の②③④以外の場合

取　消　日	取 消 料
(1)21日前(日帰りの場合は11日前)まで	無 料
(2)20日前(日帰りの場合は10日前)～8日前	20%
(3)7日前～2日前	30%
(4)旅行開始日前日	40%
(5)旅行開始日当日　((6)を除く)	50%
(6)旅行開始後及び無連絡不参加	100%

※(1)(2)(3)の取消日は旅行開始日の前日から起算してさかのぼります。

※出発日・コース・運送・宿泊機関等行程中の一部を変更される場合も上記取消料の対象となります。

※オプショナルプランも上記取消料率による取消料が利用日を基準として別途適用されます。ただし,旅行開始後の取消料は100%となります。

②マイカー商品（宿泊）

取　消　日	取 消 料
(1)8日前まで	無 料
(2)7日前～2日前	30%
(3)旅行開始日前日	40%
(4)旅行開始日当日	50%
(5)旅行開始日の15：00以降及び無連絡不参加	100%

※(1)(2)の取消日は旅行開始日の前日から起算してさかのぼります。

※出発日・コース・運送・宿泊機関等行程中の一部を変更される場合も上記取消料の対象となります。

③現地集合型旅行商品

取　消　日	取 消 料
(1)6日前まで	無 料
(2)5日前～4日前	取消人員14名以下の場合　無料
	取消人員15名以上の場合　20%
(3)3日前～旅行開始日前日	20%
(4)旅行開始日当日	50%
(5)旅行開始後及び無連絡不参加	100%

※(1)(2)(3)の取消日は旅行開始日の前日から起算してさかのぼります。

※出発日・コース・運送・宿泊機関等行程中の一部を変更される場合も上記取消料の対象となります。

④各コース上に適用取消料の明記がある場合
それぞれに記載のある取消料を適用します。

(2)当社の責任とならないローンの取扱上の事由に基づき、お取り消しになる場合も取消料をお支払いただきます。

(3)旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。

(4)お客様ご都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を収受します。

15. 旅行代金の払戻し

(1)当社は、第10項(1)(3)(5)までの規定による旅行代金が減額された場合、又は第12項、第13項の規定による旅行契約の解除によってお客様に対し払戻すべき金額が生じた場合は旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあってはパンフレット等に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払戻しいたします。ただし、第16項(2)のクーポン類の引渡し後の払戻しに際して当該クーポン類を当社に提出していただく必要があり、それらの提出がない場合は、旅行代金の払戻しができないことがあります。

(2)本項(1)の規定は、第17項（当社の責任）又は第18項（お客様の責任）で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

(3)お客様は出発日より1ヶ月以内にお申込店へ払戻しをお申し出ください。

16. 添乗員等

(1)当社は、旅行の内容により添乗員その他のものを同行させて旅程管理業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認めた業務の全部又は一部を行わせることがあります。

(2)添乗員同行と記載されたコースを除き、添乗員は同行しません。お客様が旅行サービスを受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスを受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。なお、現地における当社の連絡先は、「行程案内書」又は契約書面に明示します。また、天候等不可抗力によって旅行サービスの受領ができなくなった場合は、当該部分の代替サービスの手配や手続きはお客様ご自身で行っていただきます。

(3)添乗員同行と記載されたコースには添乗員が同行し、原則として契約書面に定められた行程を安全かつ円滑に実施するために必要な業務を行います。添乗員の業務の時間帯は、原則として8時から20時までとします。

(4)お客様は、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員又は現地係員等当社の指示に従わなければなりません。

17. 当社の責任

(1)当社は、契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2)お荷物の損害については、本項(1)の規定に係らず、損害発生の翌日から14日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

(3)お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、本項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

18. お客様の責任

(1)お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当社は、お客様から損害の賠償を申し受けます。

(2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他契約の内容について理解するよう努めなければなりません.

(3)お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

19. 特別補償

(1)当社は、第17項に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、旅行業約款特別補償規程に従い、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体に被られた一定の損害について、旅行者1名につき死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として1万円～5万円、携行品に係る損害補償金（15万円を限度、ただし、一個人又は一対についての補償限度は10万円）を支払います。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、CD-ROM、光ディスク等記録媒体に書かれた原稿（記録媒体自体は補償対象）、その他同規定第18条第2項に定める品目について補償しません。

(2)契約書面において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。

20. 旅程保証

(1)当社は、下表左欄に掲げる契約内容の重要な変更（サービスの提供が行われているにも係らず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるもの以外の次の1・2の変更を除く）が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います（お客様の同意を得て同等価値以上の品物又はサービスの提供とすることがあります）。ただし、旅行サービスの提供を受けた日時及び順序の変更は対象外となります。

1、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運送計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置としての変更。

2、第12項、第13項までの規定により契約が解除された部分に係る変更。

(2)当社が一つの契約に基づきお支払いする変更補償金の額は、旅行代金に15%乗じた額をもって限度とします。また、旅行者1名に対して支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

(3)当社が本項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について第17項の規定に基づく損害賠償責任が明らかになった場合には、当社は、既にお支払いした変更補償金の額を差し引いた額の損害賠償金を支払います。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1、契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2、契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3、契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0	2.0
4、契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5、契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
6、契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
7、前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1、「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2、3又4に掲げる変更に係る運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

注3、4に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注4、4又は5もしくは6に掲げる変更が一乗車船又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船又は一泊につき一件として取り扱います。

注5、7に掲げる変更については、1から6までの率を適用せず、7によります。

21. 通信契約による旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）カード会員（以下「会員」といいます。）より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと（以下「通信契約」といいます。）を条件に旅行のお申込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。

(1)本項でいう「カード利用日」とは、会員および当社が旅行契約に基づく旅行代金の支払または払戻し債務を履行すべき日をいいます。

(2)申込みに際し、「会員番号（クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。

(3)通信契約による旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾する旨を郵便で通知する場合には、当社がその通知を発した時に成立し、当社が電話、e-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

(4)当社は提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「パンフレットに記載する金額の旅行代金」または「第14項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。

(5)契約解除のお申し出があった場合は、当社は旅行代金から取消料を差し引いた金額を解除の申し出があった翌日から起算して7日以内（減額または旅行開始後の解除の場合は、30日以内）をカード利用日として払戻します。

(6)与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払ができない場合、当社は通信契約を解除し、当社が別途指定する期日までに現金にて旅行代金をお支払いただきます。当該期日までに、お支払いただけない場合は14項(1)(1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。

22. 旅行条件・旅行代金の基準期日

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日は、当該パンフレット等に明示した日となります。

23. 個人情報のお取り扱いについて

(1)当社の下記「販売店」欄記入の受託旅行業者又は受託旅行業者代理業者は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等（主要なものについては各コース等に記載されています。）の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

※このほか、当社及び販売店では、(1)当社、販売店及びこれらと提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。(2)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。(3)アンケートのお願い。(4)特典サービスの提供。(5)統計資料の作成。に個人情報を利用させていただくことがあります。

(2)当社が取得する個人情報は、お客様の氏名、年齢、性別、電話番号、住所、メールアドレス、その他コースにより当社が旅行を実施するうえで必要となる最小限の範囲とします。また介助者の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする場合で、当社が可能な範囲内でこれに応ずる（又は応じられない旨の回答をする）目的のため、上記以外の個人情報の取得をさせていただくことがありますが、これは当社が手配等をするうえで必要な範囲内とします。

(3)当社が本項(2)の個人情報を取得することについてお客様の同意を得られない場合は、当社は、契約の締結に応じられないことがあります。

(4)当社は、お申込みいただいた旅行の手配のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、年齢、性別、電話番号、その他手配をするために必要な範囲内での情報を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。

(5)当社が保有するお客様の個人データの開示、その内容の訂正、追加もしくは削除、又はその利用の停止、消去もしくは第三者への提供の停止をご希望の方は、必要となる手続きについてご案内いたしますので、下記のお問い合わせ窓口までお申し出ください。その際、法令及び当社内規に従い、遅滞なく必要な措置を取らせていただきます。また、ご希望の全部又は一部に応じられない場合はその理由をご説明します。

<個人情報に関するお問い合せ・苦情のお申し出先>

1、情報の取り扱いに関するお問い合せ・苦情は、下記の窓口までお申し出ください。
観光販売システムズ予約センター
個人情報お客様窓口　電話:052-253-6324　e-mail kojin-joho@sanq-tripal.com

2、お客様は、当社との個人情報に関する苦情について、当事者間で解決ができなかった場合は、下記の協会に、その解決について助力を求めるための申し出をすることができます。
一般社団法人日本旅行業協会(JATA)　消費相談室　電話：03-3592-1266

旅行企画・実施：観光庁長官登録旅行業　第1934号　㊞日本旅行業協会(JATA)正会員

観光販売システムズ　旅行企画・実施：三重交通株式会社

〒460-0003 名古屋市中区錦1丁目7－2 楠本第15ビル2階

富山県知事登録旅行業第2-278号

(一社)黒部・宇奈月温泉観光局

〒938-0802 富山県黒部市若栗3212番地1

TEL(0765)57-2850

FAX(0765)57-2852

旅行業[illegible]所で[illegible]。このご旅行の契約に関し担当者からの説明にご不明の点がありましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

総合旅行業務取扱管理者 [illegible]